

石巻港の地域的情報(参考)

1. 石巻港付近海域の気象・海象の特性
南寄りの波、うねりの影響で、港内の静穏度が低下する。
2. 石巻港における港則法に基づく港長勧告基準

●台風・発達した低気圧等

勧告の種類	発出基準の概略
警戒体制 (第一体制)	・仙台管区气象台から宮城県東部を対象とした暴風、暴風雪又は波浪警報の発表が予想される概ね12時間前
避難体制 (第二体制)	・仙台管区气象台から石巻市を対象とした暴風、暴風雪警報(陸上)又は波浪警報が発表され、次のいずれかが該当する場合 ・暴風、暴風雪警報は、予想される風向が北寄り(北西～北東)以外の場合 ・波浪警報は、予想される波向が南寄り(南～南西)の場合 ※ただし、警報級を超える事象が予想される場合は、当該警報の発表によらず避難体制を発出する

※発出基準の詳細及び船舶が執るべき措置等につきましては、別表1、2をご覧ください。

3. 走錨事故防止のために
 - ・最新の気象、海象情報を入手しましょう。
 - ・早期の避難、荒天準備を実施しましょう。
 - ・適切な避泊地を選定しましょう。
 - ・万全な守錨体制を確立しておきましょう。

※なお、ご不明な点がございましたら、石巻海上保安署にお尋ねください。

緊急連絡先	
石巻海上保安署(石巻港長)	☎ 0225-22-8088 FAX 0225-22-8010
宮城海上保安部	☎ 022-363-0114
第二管区海上保安本部	☎ 022-363-0111(緊急通報用番号118)



各海域(港)最寄りの海上保安庁の事務所や地方運輸局で配布している走錨事故防止ガイドラインとともに、船橋に備え置いてください。

津波に関する港長が行う勧告発出基準と船舶が執るべき基本的措置

種類	発出の基準	発出時の船舶の執るべき基本的措置						解除の基準		
		着岸中の船舶			旅客船	航行中の船舶	錨泊中の船舶		工事中の船舶	小型船 (漁船・プレジャーを含む)
		大型船 (5,000GT以上の船舶)	中型船(注1)	危険物積載船						
津波注意報体制 (略称:第一体制)	宮城県に津波注意報が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> ●連絡体制の確保 —VHF搭載船は常時聴守 —AIS搭載船は常時作動 等 ●荷役・作業中止 ●係留強化又は港外退避準備(注2) ●水先人、曳船との調整(注3) ●危険物積載船においては専用岸壁の安全運用基準に基づき対応する 			地震防災対策基準に基づき対応する	<ul style="list-style-type: none"> ●港外退避(注2) ●連絡体制の確保 —VHF搭載船は常時聴取 —AIS搭載船は常時作動 	<ul style="list-style-type: none"> ●港外退避(注2) ●陸揚げ固縛又は係留強化(注4) 	宮城県沿岸に発表された津波注意報が解除された場合		
津波警報体制 (略称:第二体制)	宮城県に大津波警報、津波警報が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> ●連絡体制の確保 —VHF搭載船は常時聴守 —AIS搭載船は常時作動 等 ●荷役・作業中止 ●係留強化又は港外退避(注2) ●危険物積載船においては専用岸壁の安全運用基準に基づき対応する <p>※係留強化後にあって、在船することが危険と判断され、高台に避難する時間的余裕がある場合は陸上避難することが望ましい。</p>						※陸揚げ固縛又は係留強化後においては、高台避難することが望ましい	宮城県沿岸に発表された大津波警報、津波警報が解除された場合	

(注1) 中型船とは、5,000GT未満であって、危険物積載船、旅客船、小型船(漁船・プレジャーボート)以外の船舶をいう

(注2) 港外退避する場合は、できるだけ水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難すること

(注3) 水先人、曳船、網取船の引受中止基準は風速15m/s以上であることを留意の上、調整をおこなうこと。また、津波の到達予定時刻によっては、これらの引き受けが困難な場合、係留索の切断による出港又は係留強化による陸上への避難等、各船にて判断して対応すること。

(注4) 工事中の船舶及び小型船の係留強化においては、津波等による海面上昇を考慮した係留とすること

船長の留意事項

- (1) 津波に関する勧告伝達は、緊急を要することであり、震災被害により伝達手段が途絶えることがあるため、気象庁から大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時点で、船舶は勧告発出時の措置をとるものとする。
- (2) 津波警報及び津波注意報の解除後に入港する際は、他船との距離に十分注意し、衝突防止に努めること。

岸壁管理事業者の留意事項

- (3) 予め対応マニュアルを作成しておくこと。

代理店等の留意事項

- (4) 不慣れな外国船に対しては港湾、地理、港の特性及びその他地域的なルール等について十分な情報を提供しておくこと。

台風等に関する港長が行う勧告発出基準と船舶が執るべき基本的措置(石巻港)

種類	発出の基準	発出時の船舶の執るべき基本的措置					解除の基準	その他
		大型船 (5,000GT以上の船舶)	中型船(注1)	危険物積載船	旅客船	小型船 (漁船・プレジャーを含む)		
警戒体制 (略称:第一体制)	台風又は発達した低気圧の影響により、宮城県東部を対象とした暴風、暴風雪警報又は波浪警報の発表が予想される概ね12時間前	<ul style="list-style-type: none"> ●当直員の配置 ●連絡体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> －VHF搭載船は常時聴守 －AIS搭載船は常時作動 等 ●荷役・作業中止の検討又は荷役・作業中止等に該当する場合は荷役・作業の中止 ●係留強化又は港外退避準備 ●水先人、曳船との調整 					台風の強風域又は発達した低気圧の影響がなくなり、港内の安全が確認された場合	
避難体制 (略称:第二体制)	<p>台風又は発達した低気圧の影響により、石巻市を対象とした暴風、暴風雪警報(陸上)又は波浪警報が発表され、次のいずれかに該当する場合、避難体制を発出する</p> <ul style="list-style-type: none"> ●暴風、暴風雪警報は、予想される風向が北寄り(北西～北東)以外の場合 ●波浪警報は、予想される波向が南寄り(南～南西)の場合 <p>但し、警報級を超える事象が予想される場合は、当該警報の発表によらず避難体制を発出する(注3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●連絡体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> －VHF搭載船は常時聴守 －AIS搭載船は常時作動 ●荷役・作業中止 ●港外退避(注2) 	<ul style="list-style-type: none"> ●連絡体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> －VHF搭載船は常時聴守 －AIS搭載船は常時作動 ●荷役・作業中止 ●港外退避(注2) 	<ul style="list-style-type: none"> ●連絡体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> －VHF搭載船は常時聴守 －AIS搭載船は常時作動 ●荷役・作業中止 ●港外退避 	<ul style="list-style-type: none"> ●運航基準に基づく対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●陸揚げ固縛強化 ●係留強化 <p>波浪及び高潮等による海面上昇を考慮した係留をすること</p>	<p>警報の解除又は次のいずれかに該当し、港内の安全が確認された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●暴風、暴風雪警報発表時において、港内への影響が限定的となる北寄り(北西～北東)の風向が認められた場合 ●波浪警報発表時において、港内への影響が限定的となる南寄り(南～南西)以外の波向が認められた場合 	<p>発出時期が夜間・早朝になると予想される場合には、状況に応じて事前に発出する。</p>

(注1) 中型船とは、5,000GT未満であって、危険物積載船、旅客船、小型船(漁船・プレジャーボート)以外の船舶をいう

(注2) 船長が港内での係留強化等により、安全に避泊することが可能であると判断した船舶を除く

(注3) 予想される風向及び波向が南寄りであって、石巻湾避難船舶への影響が甚大となることが予想される場合は、遠方海域への避難時間を考慮し、発出基準によらず警戒体制及び避難体制を発出する